

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月十三日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十七号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ニ中「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、同号中マ及びケを削り、ヤをケとし、ノからクまでをクからマまでとし、ハの次に次のように加える。

ノ 法第二十四条第三項の規定による諮問

オ 法第二十四条の二（法第二十六条及び法第四十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による苦情の申出の受理、職員の指定、苦情の内容の聴取、苦情の処理及び処理の結果の通知

第一条第三号コ中「第二十八条第一項」を「第二十八条」に改め、同号メ中「第三十七条第四項（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）」を「第三十七条」に改め、「受理」の下に「及び負担の決定並びに自己負担の認定（法第四十二条の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。）」を加え、同号エ中「第三十八条第八項」を「第三十八条第十項」に改め、「届出」の下に「の受理」を加え、同号中モ及びセを削り、スをもとし、モの次に次のように加える。

セ 法第四十四条の三の二の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び

負担の決定並びに自己負担の認定（法第四十四条の三の三の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。）

第一条第三号中シの十九をシの二十一とし、シの十からシの十八までをシの十二からシの二十までとし、シの九をシの十とし、シの十の次に次のように加える。

シの十一 法第五十条の三の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定（法第五十条の四の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。）

第一条第三号中シの八をシの九とし、シの二からシの七までをシの三からシの八までとし、シの一をスとし、スの次に次のように加える。

シの一 法第四十四条の十一第一項の規定による検体の提出又は採取の勧告  
シの二 法第四十四条の十一第三項の規定による検体採取の措置

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

る。  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布す

令和七年五月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

目次

第一章 関係規則の一部改正（第一条―第十条）

第二章 経過措置（第十一条―第十七条）

付則

第一章 関係規則の一部改正

（東京都北区非常勤職員規則の一部改正）

第一条 東京都北区非常勤職員規則（昭和五十年七月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「禁固」を「拘禁刑」に、「終る」を「終わる」に改める。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第三条 職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「~~警察~~」を「~~警察~~」に改める。

（職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第二十四号様式（裏）、別記第二十五号様式（裏）及び別記第二十六号様式（裏）中

「~~警察~~」を「~~警察~~」に改める。

（東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の一部改正）

第五条 東京都北区住民基本台帳事務取扱規則（昭和四十三年二月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式（裏）中「~~警察~~」を「~~警察~~」に、「~~警察~~」を

「~~警察~~」に、「~~警察~~」を「~~警察~~」に、「~~警察~~」を「~~警察~~」に改める。

（東京都北区生活保護法施行細則の一部改正）

第六条 東京都北区生活保護法施行細則（昭和四十年三月東京都北区規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記第十二号の二様式(裏)及び第十三号様式中「懲役」を「禁錮」に改める。

(東京都北区介護保険条例施行規則の一部改正)

第七条 東京都北区介護保険条例施行規則(平成十二年三月東京都北区規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「罰金」を「罰金」に、「懲役」を「禁錮」に改める。

別記第二十六号様式(裏面)中「支払い」を「支払」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別記第二十九号様式(裏面)中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別記第五十三号様式(裏面)中「支払い」を「支払」に、「懲役」を「拘禁刑」に、「問い合わせ」を「問合せ」に改める。

別記第五十五号様式(裏面)中「支払い」を「支払」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(東京都北区自動車臨時運行許可に関する規則の一部改正)

第八条 東京都北区自動車臨時運行許可に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式（裏）中「~~隣~~」を「~~近~~」に改める。

（東京都北区景観づくり条例施行規則の一部改正）

第九条 東京都北区景観づくり条例施行規則（平成二十七年三月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式中「~~隣~~」を「~~近~~」に改める。

（災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第十条 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和六十二年六月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 第二章 経過措置

（人の資格に関する経過措置）

第十一条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の

例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する規則の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十三条に規定する禁錮をいう。以下同じ。）に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（旧刑法第十六条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第二条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十四条の四第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役（旧刑法第十二条に規定する懲役をいう。以下同じ。）又は禁錮に処する判決は、拘禁刑に処する判決とみなす。

（東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 第五条の規定による改正前の東京都北区住民基本台帳事務取扱規則別記第五号様式の規定により調製されている身分証明書は、当該身分証明書の有効期間の満了する日までの間は、同条の規定による改正後の東京都北区住民基本台帳

事務取扱規則別記第五号様式の規定による身分証明書とみなす。

（東京都北区生活保護法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この規則の施行の際、第六条の規定による改正前の東京都北区生活保護法施行細則別記第十二号の二様式及び第十三号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（東京都北区介護保険条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第七条の規定による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則別記第三号様式、第二十六号様式、第二十九号様式、第五十三号様式及び第五十五号様式の規定により交付されている資格者証又は認定証（以下この条において「認定証等」という。）は、これらの認定証等の有効期間の満了する日までの間は、第七条の規定による改正後の東京都北区介護保険条例施行規則別記第三号様式、第二十六号様式、第二十九号様式、第五十三号様式及び第五十五号様式の規定による認定証等とみなす。

（東京都北区自動車臨時運行許可に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この規則の施行の際、第八条の規定による改正前の東京都北区自動車臨時運行許可に関する規則別記第一号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

（災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第十条の規定による改正後の災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則第十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑の執行のため同号の刑事施設に拘置されている場合は、拘禁刑の執行のため同号の刑事施設に拘置されている場合とみなす。

付 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年五月二十九日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区規則第四十九号

東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則  
東京都北区住民基本台帳事務取扱規則（昭和四十三年二月東京都北区規則第四号）  
の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の二を次のように改める。

広域交付住民票

|       |  |
|-------|--|
| 住 所   |  |
| 世 帯 主 |  |

|   |         |  |        |  |    |  |  |
|---|---------|--|--------|--|----|--|--|
| 1 | 住民票コード  |  | 個人番号   |  |    |  |  |
|   | 氏 名     |  |        |  |    |  |  |
|   | 氏名の振り仮名 |  |        |  |    |  |  |
|   | 旧 氏     |  |        |  |    |  |  |
|   | 旧氏の振り仮名 |  |        |  |    |  |  |
|   | 生年月日    |  | 性別     |  | 続柄 |  |  |
|   | 住所を定めた日 |  | 届出の年月日 |  |    |  |  |
|   | 住民となった日 |  |        |  |    |  |  |
|   |         |  |        |  |    |  |  |
| 2 | 住民票コード  |  | 個人番号   |  |    |  |  |
|   | 氏 名     |  |        |  |    |  |  |
|   | 氏名の振り仮名 |  |        |  |    |  |  |
|   | 旧 氏     |  |        |  |    |  |  |
|   | 旧氏の振り仮名 |  |        |  |    |  |  |
|   | 生年月日    |  | 性別     |  | 続柄 |  |  |
|   | 住所を定めた日 |  | 届出の年月日 |  |    |  |  |
|   | 住民となった日 |  |        |  |    |  |  |
|   |         |  |        |  |    |  |  |

※戸籍において氏又は名の振り仮名の届出がされていない場合は、【氏空欄】又は【名空欄】と表示されます。

| 枚中  | 枚目  |
|-----|-----|
| 1   | 1   |
| 2   | 2   |
| 3   | 3   |
| 4   | 4   |
| 5   | 5   |
| 6   | 6   |
| 7   | 7   |
| 8   | 8   |
| 9   | 9   |
| 10  | 10  |
| 11  | 11  |
| 12  | 12  |
| 13  | 13  |
| 14  | 14  |
| 15  | 15  |
| 16  | 16  |
| 17  | 17  |
| 18  | 18  |
| 19  | 19  |
| 20  | 20  |
| 21  | 21  |
| 22  | 22  |
| 23  | 23  |
| 24  | 24  |
| 25  | 25  |
| 26  | 26  |
| 27  | 27  |
| 28  | 28  |
| 29  | 29  |
| 30  | 30  |
| 31  | 31  |
| 32  | 32  |
| 33  | 33  |
| 34  | 34  |
| 35  | 35  |
| 36  | 36  |
| 37  | 37  |
| 38  | 38  |
| 39  | 39  |
| 40  | 40  |
| 41  | 41  |
| 42  | 42  |
| 43  | 43  |
| 44  | 44  |
| 45  | 45  |
| 46  | 46  |
| 47  | 47  |
| 48  | 48  |
| 49  | 49  |
| 50  | 50  |
| 51  | 51  |
| 52  | 52  |
| 53  | 53  |
| 54  | 54  |
| 55  | 55  |
| 56  | 56  |
| 57  | 57  |
| 58  | 58  |
| 59  | 59  |
| 60  | 60  |
| 61  | 61  |
| 62  | 62  |
| 63  | 63  |
| 64  | 64  |
| 65  | 65  |
| 66  | 66  |
| 67  | 67  |
| 68  | 68  |
| 69  | 69  |
| 70  | 70  |
| 71  | 71  |
| 72  | 72  |
| 73  | 73  |
| 74  | 74  |
| 75  | 75  |
| 76  | 76  |
| 77  | 77  |
| 78  | 78  |
| 79  | 79  |
| 80  | 80  |
| 81  | 81  |
| 82  | 82  |
| 83  | 83  |
| 84  | 84  |
| 85  | 85  |
| 86  | 86  |
| 87  | 87  |
| 88  | 88  |
| 89  | 89  |
| 90  | 90  |
| 91  | 91  |
| 92  | 92  |
| 93  | 93  |
| 94  | 94  |
| 95  | 95  |
| 96  | 96  |
| 97  | 97  |
| 98  | 98  |
| 99  | 99  |
| 100 | 100 |

この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている世帯全員の事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。

年 月 日

東京都北区長

印

この規則は、公布の日から施行する。